

仕 様 書

都市計画局 住宅室 すまいまちづくり課

(担当 若林、異 電話 222-4016)

件 名	京都市崇仁北部第四住宅地区地上物件解体撤去工事に係る 一般廃棄物収集運搬処理業務
契 約 期 間	契約の日の翌日 ～ 令和7年10月24日
契 約 条 件	本仕様書は、京都市崇仁北部第四住宅地区地上物件の敷地及び建物内の一般廃棄物（従前居住者残置物等）の収集運搬処理業務委託について定めたものである。 1 対象家屋 崇仁北部第四住宅地区地上物件1棟 作業場所：京都市下京区上之町 2 委託業務 次の各号に掲げる要領により、収集範囲内から排出される一般廃棄物を収集運搬処理すること。 (1) 建物内の一般廃棄物収集については、受託者において適正に建物内から運搬及び積込みを行うこと。 (2) 鉄類、古紙類等の有価可能物の売却代金については、業務受託者のものとする。 (3) 受託者は、本業務の終了後に完了届を提出し、担当者の確認を受けること。また、本業務に係る委託料については、業務完了後一括で支払う。

	3 収集物数量等 崇仁北部第四住宅地区地上物件敷地内の一般廃棄物の内容は、別紙写真のとおり。 4 実施日時 契約日以降から令和7年10月24日（金）までの間で、当課担当者と事前協議のうえ決定する。 なお、実施日については、土曜、日曜及び祝日を除き、実施時間については午前9時から午後5時の間で設定するものとする。 5 その他 (1) 業務の受託人は、その実施に関し住宅室すまいまちづくり課と綿密に連絡を取り合うこと。 (2) 本仕様書に掲げる業務以外の作業が必要になった場合は、別途協議する。 (3) 本業務の受託人は京都市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業許可を受けているものに限る。 許可を受けていることを示す許可証の写しを提出すること。 6 当課担当者 京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課 まちづくり推進担当 若林、巽 電話 075-222-4016
--	---